

平成 27 年〇月〇日
遺伝子組換え食品等専門調査会決定

遺伝子組換え食品等専門調査会への申請企業関係者の参加について（案）

1. 経緯及び趣旨

- (1) 遺伝子組換え食品等専門調査会（以下「専門調査会」という。）では、リスク管理機関を通じて申請企業から提出された申請資料を用いて、評価を行っているところである。
- (2) これまで、専門調査会の審議において確認事項等が生じた場合等は、リスク管理機関を通じて申請者に確認し、その回答を基に再度専門調査会で審議を行っている。
- (3) 今後、評価の効率化を図るため、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会等における取組みを参考に、下記のとおり、必要に応じて申請企業関係者を専門調査会に招致できることとする。

2. 対応

- (1) 専門調査会は、審議を行う品目の申請企業の担当者（以下「説明者」という。）を専門調査会に招致することができる。
- (2) 説明者の招致は、座長の要請に基づき、専門調査会開催の 1 週間前に事務局から説明者に出席要請を行う。ただし、説明者が出席を希望しない場合は、出席要請を取りやめる。なお、説明者の旅費等の諸経費は、説明者の負担とする。
- (3) 説明者は、専門調査会において、専門委員及び委員からの質問に対する回答のみ行うことができる。また、説明者から質問以外の説明・発言等があった場合は、座長は説明等を打ち切ることができる。
- (4) 質疑終了後、説明者は座長の指示に従い、直ちに退席しなければならない。ただし、公開で行われている会合の場合は、傍聴席に移動して傍聴することができる。
- (5) 説明者の発言等については、「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）に基づき「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」箇所を除き、議事録として公開する。説明者は、非公開を希望する箇所については、

予めその旨を発言した上で説明することとする。

- (6) この規定に定めるもののほか、専門調査会への説明者の招致に関し疑義が生じた場合には、専門調査会に諮って決定する。ただし、座長の判断によるものはこの限りではない。

3 その他

この決定は、審議の効率化のために行うものであることから、運用開始後その妥当性及び食品安全委員会の中立性・公正性と整合性等については、随時見直すこととする。